

司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）（抄）

（第一次試験の免除）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一次試験を免除する。

- 一 学校教育法に定める大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者
 - 二 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学予科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業し、又は修了した者
 - 三 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験（以下高等試験と略称する。）予備試験に合格した者又はその免除を受けていた者
 - 四 前三号に該当する者のほか、法務省令の定めるところにより、前三号に該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有すると認められた者
- 2 第一次試験に合格した者に対しては、その後第一次試験を免除する。